

# 服務・給与について

令和7年12月1日更新

## 服務関係

- ・勤務時間：週あたり37時間30分／30時間／20時間／15時間30分未満
- ・主な休暇制度（週あたり15時間30分未満勤務の者を除く）

有給	年次有給休暇	初年度最大10日付与。連続任用7年目以降20日付与。
	夏季休暇	年間3日付与。6月～9月のみ使用可能。
	病気休暇	年間最大10日取得可能。
	子の看護休暇	中学校就学前の子を養育する場合、年間最大5日取得可能。 ※中学校就学前の子が2人以上の場合は年間最大10日取得可能。
	忌引休暇	親族が死亡した場合に、親族の区分に応じた日数取得可能。
	短期介護休暇	要介護の親族の介護その他の世話をを行う場合、年間最大5日取得可能。
	産前・産後休暇	産前・産後8週間取得可能。
無給	育児休業	子の1歳誕生日の前日まで取得可能。
	保育時間	生後1年に達しない子の保育を行う場合、1日2回、計90分以内の範囲で取得可能。

## 給与関係

・資格を必要とする保育士と看護師については、過去5年間における本市以外（他団体や民間企業等）での同職種での実務年数により初任給が決定します（調理員については資格を必要としないため、初任給は最低単価となります。）。

- ・週あたりの勤務時間が15時間30分以上の場合、期末手当および勤勉手当が支給されます。
- ・週5日勤務および通勤距離が2km以上の場合、通勤費が支給されます。（上限額あり）
- ・週あたりの勤務時間が28時間45分以上の場合、健康診断およびストレスチェックの受診が可能です。
- ・社会保険の適用条件

項目／区分	常勤職員の3/4を超える	常勤職員の3/4を超えない
週あたりの勤務時間数	29時間4分以上	20時間以上
任用期間	2ヶ月を超える見込み	2ヶ月を超える見込み
報酬月額	条件なし	8.8万円以上
その他	条件なし	学生でないこと

- ・雇用保険の適用条件

項目	適用条件
週あたりの勤務時間数	20時間以上
任用期間	31日間以上の見込み
その他	学生でないこと

 週あたりの勤務時間が20時間以上の場合は社会保険、雇用保険ともに適用

職種・勤務時間別の年収モデルケース ※1、※2

保育士（週37時間30分勤務）

報酬	241,645円 × 12か月 = 2,899,740円
期末手当・勤勉手当	241,645円 × 4.65か月 = 1,123,649円
総支給額	4,023,389円

令和6年度から勤勉手当が新設されました！！

保育士（週30時間勤務）

報酬	193,316円 × 12か月 = 2,319,792円
期末手当・勤勉手当	193,316円 × 4.65か月 = 898,919円
総支給額	3,218,711円

保育士（週20時間勤務）

報酬	128,877円 × 12か月 = 1,546,524円
期末手当・勤勉手当	128,877円 × 4.65か月 = 599,278円
総支給額	2,145,802円

調理員（週37時間30分勤務）

報酬	192,967円 × 12か月 = 2,315,604円
期末手当・勤勉手当	192,967円 × 4.65か月 = 897,297円
総支給額	3,212,901円

調理員（週30時間勤務）

報酬	154,374円 × 12か月 = 1,852,488円
期末手当・勤勉手当	154,374円 × 4.65か月 = 717,839円
総支給額	2,570,327円

調理員（週20時間勤務）

報酬	102,916円 × 12か月 = 1,234,992円
期末手当・勤勉手当	102,916円 × 4.65か月 = 478,559円
総支給額	1,713,551円

看護師（週37時間30分勤務）※3

報酬	244,451円 × 12か月 = 2,933,412円
期末手当・勤勉手当	244,451円 × 4.65か月 = 1,136,697円
総支給額	4,070,109円

※1 過去5年間の同職種での実務年数が5年（最高単価）と想定して算出しています（調理員を除く。）。

※2 通勤費および特殊勤務手当は除いています。

※3 看護師については乳児保育をおこなう看護師と医療的ケア児専従の看護師があり、今回のモデルケースで示している看護師は医療的ケア児専従の看護師です（乳児保育をおこなう看護師については保育士と同様の単価となります。）。